

令和3年3月17日制定  
令和5年3月15日最終改定

## 電子帳簿保存法対応ソフト法的要件認証制度に関する基本規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下「協会」という。）が「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」（以下「電子帳簿保存法」又は「電帳法」という。）に定める国税関係帳簿書類の電磁的記録の保存に対応したソフトウェア製品又はソフトウェアサービス（以下「電帳法対応製品」という。）に認証を与える制度（以下「認証制度」という。）の設置、廃止及び運営について定めることを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 この規程は、日本国内で販売される電帳法対応製品に適用される。

- 2 この規程は、既製品として利用者に使用権を許諾又は貸与する形態のパッケージソフトウェアに適用される。
- 3 この規程は、機能をインターネット経由で提供するソフトウェアサービスに適用される。
- 4 この規程は、第3章で規定される組織に適用される。

#### (定義)

第3条 この規程で用いる用語は次のとおり定義する。

- 一 関係法令 電子帳簿保存法施行規則、電子帳簿保存法取扱通達、電子帳簿保存法 Q&A（一問一答）、法人税法、所得税法及び消費税法
- 二 申請組織 認証を申請しようとする組織
- 三 被認証組織 認証を受けた電帳法対応製品の開発会社又はソフトウェアサービス運用会社
- 四 ソフトウェア製品 電帳法対応製品であって、既製品として利用者に使用権を許諾又は貸与する形態のパッケージソフトウェア
- 五 ソフトウェアサービス 電帳法対応の機能をインターネット経由で顧客に提供するサービス
- 六 主製品 申請組織が認証申請する製品群において、認証基準に該当する機能を共通にもつ製品の場合、その基本となる製品
- 七 派生製品 第六号に規定する製品群において、主製品以外の製品

### 第2章 認証制度

(認証目的)

第4条 認証制度は、次の各号の実施を通して電子帳簿等保存制度の普及促進を図ることを目的とする。

- 一 電帳法対応製品の使用者が、当該製品の電子帳簿保存法への適合性を判断することを助ける。
- 二 電子帳簿保存法及び関係法令に適合した電帳法対応製品を公表することによって、当該製品の普及を図る。

(要求事項)

第5条 認証制度が電帳法対応製品として認証を与えるための要求事項は、当該製品が電子帳簿保存法及び関係法令に定める機能要件を有することである。

- 2 要求事項は、認証制度別に定める「機能チェックリスト」にて具体化される。

(制度種別)

第6条 電帳法対応製品の種類別に設ける認証制度を別表第1. に示す。

別表第1. 制度別電帳法対応製品

制度種別	対象製品又はサービス
電子帳簿ソフト法的要件認証制度	電子帳簿保存法第4条第1項に定める機能を有する製品を対象とする。
電子書類ソフト法的要件認証制度	電子帳簿保存法第4条第2項に定める機能を有する製品を対象とする。
スキャナ保存ソフト法的要件認証制度	電子帳簿保存法第4条第3項に定める機能を有する製品を対象とする。
電子取引ソフト法的要件認証制度	電子帳簿保存法第7条に定める機能を有する製品を対象とする。

(認証基準)

第7条 認証制度は、審査対象(第26条)が審査基準(第27条)を満たすことを認証基準とする。

(認証ロゴ)

第8条 認証を受けた電帳法対応製品に対して、協会は認証ロゴの使用を認める。

- 2 被認証組織は、協会が定める「〇〇〇ソフト法的要件認証 証書」(以下「認証書」という。)を協会より交付されることにより、認証ロゴの使用権の許諾を受けることができる。

注記)「〇〇〇」は、電帳法対応製品の種類

- 3 認証ロゴに関する運用及び使用については、別途「電子帳簿保存法対応ソフト法的要件認

証ロゴ運用細則」に定める。

(他社開発製品による申請)

第9条 他社開発製品又はサービスにより認証申請がなされた場合の取り扱いは、次の各号のとおりとする。

- 一 申請組織以外の企業が開発したソフトウェア製品を、自社ブランド製品又はサービスとして販売する場合は、当該製品が既に認証された電帳法対応製品と同じであっても、同一製品又はサービスとはみなさない。
- 二 他社開発ソフトウェアを自社開発のソフトウェア製品又はソフトウェアサービスに組み込み又は連携させている場合、自社開発ソフトウェア製品又はサービスとして認証を受けることができる。ただし、当該ソフトウェア製品又はサービスが認証を受けても、そこで使用している他社開発ソフトウェア製品又はソフトサービスは認証されたとみなさない。
- 三 第二号において、申請組織が自社ブランド製品又はサービスに組み込み又は連携させている他社製品に対して責任を負わない場合、当該組み込み又は連携されている製品の提供者と共同で認証申請を行わなければならない。

### 第3章 組織と役割

(組織構成)

第10条 認証制度は、次の各号に示す組織により運営される。

- 一 事務局 認証事務全般の執行
  - 二 評価機関 申請内容の評価
  - 三 審査組織 評価結果の審査
- 2 認証の要求事項に基づき審査基準となる「機能チェックリスト」を改訂する組織を、第1項に規定の各組織と独立して設ける。

(事務局)

第11条 協会は、認証事務全般を執行する事務局を審査組織内に設置する。

- 2 事務局は、申請組織、評価機関及び審査組織内各委員との間で必要書類の受渡しを行う。
- 3 評価期間中に申請組織が既に申請した内容に対して軽微な修正等を行った場合、事務局に設置された電子帳簿保存法の知見を有するアドバイザーの判断により、評価機関による評価を省略することができる。

(評価機関)

第12条 評価機関は、事務局から評価指示を受け、申請内容が別途定める認証基準を満足しているか否かを評価し、結果を事務局に報告する。

なお、評価機関は、評価した結果に対して全面的に責任を負うものとする。

- 2 評価機関の構成員は、事務局又は審査組織の構成員を兼務することはできない。

(審査組織)

第13条 審査組織は、評価機関が評価した結果を専門的見地から審議し、認証基準への適合性を最終決定する。

- 2 審査組織は、協会内の認証統括委員会の下に設置される次の各号に定める認証審査委員会とする。
  - 一 電子帳簿ソフト法的要件認証審査委員会
  - 二 電子書類ソフト法的要件認証審査委員会
  - 三 スキャナ保存ソフト法的要件認証審査委員会
  - 四 電子取引ソフト法的要件認証審査委員会
- 3 審査組織は、認証の取消しが必要と判断される事態が生じた場合、取消しの要否について審議し、結果を認証統括委員会に通知するものとする。

(「機能チェックリスト」改訂組織)

第14条 「機能チェックリスト」改訂組織は、法務委員会内に設置される次の各号に定めるWGとする。

- 一 スキャナ保存ソフト及び電子取引ソフトの場合、スキャナ保存/電子取引認証WG
  - 二 電子帳簿ソフト及び電子書類ソフトの場合、電子帳簿/電子書類認証WG
- 2 第1項に規定の各認証WGは、「機能チェックリスト」の改訂を行う。
  - 3 第1項に規定の各認証WGは、「機能チェックリスト」の内容に関する質問への回答案を作成する。

#### 第4章 組織の要件

(事務局の要件)

第15条 事務局は、適用範囲に規定の製品事業と利害関係のない者により構成されなければならない。

(評価機関の要件)

第16条 評価機関は次の各号に規定の要件を全て満たすものとする。

- 一 汎用的なソフトウェア製品のマニュアルを読解しその機能の内容を理解することに係わる業務を行っている。
- 二 ソフトウェア開発業務を行っていない。

注記) 評価機関は作業時に認証対象製品のマニュアルを参照することから、評価機関が認証対象製品と競合する製品を開発する可能性を排除するために規定する

(審査組織の要件)

第17条 審査組織は、適用範囲に規定の製品事業と利害関係のない者により構成されなければならない。

- 2 審査組織は、電子帳簿保存法及び関係法令を理解し、かつ公正な解釈ができる者で構成されなければならない。
- 3 審査組織の構成と運営は、「認証審査系委員会の組織と運営に関する規程」に従うこととする。

（「機能チェックリスト」改訂組織の要件）

第18条 「機能チェックリスト」改訂組織である認証WGの構成員の要件は、次のいずれかを満たすこととし、組織の要件は次の全てを満たすこととする。

- 一 電子帳簿保存法関連の法令等を理解していること
  - 二 電子帳簿保存法に対応したソフトウェアの設計又はソフトウェアの導入に関するコンサルティングの経験があること
- 2 認証WGの構成及び構成員の選出基準は、次のとおりとする。
    - 一 構成員はリーダー1名を含む奇数名とする
    - 二 構成員は1社1名とし、一つの認証WG内で所属企業が重複しないこと
    - 三 構成員は認証審査委員会の構成員と重複しないこと
    - 四 構成員は、法務委員会担当理事及び法務委員会委員長が合議のうえ選出し理事会に報告すること
    - 五 構成員の任期は1年間とし、再任を妨げない
  - 3 アドバイザーとして協会が指名した電子帳簿保存法及び関係法令を理解し、かつ公正な解釈ができる者が参加する。なお、アドバイザーの責任は、「機能チェックリスト」の内容について、構成員の求めがあった場合に意見を述べることとする。

## 第5章 組織の承認

（事務局の承認）

第19条 事務局は、認証統括委員会の審議を経て理事長が承認する。

（評価機関の承認）

第20条 評価機関は、認証統括委員会で審議し承認する。

（審査組織の承認）

第21条 審査組織は、理事会の決議を経て理事長が承認する。

（「機能チェックリスト」改訂組織の承認）

第22条 「機能チェックリスト」改訂組織である認証WGの構成員は、法務委員会担当理事が提案し、理事会で審議し承認する。

（業務委託）

第23条 協会は、認証基準に基づいた電帳法対応製品の評価を認証統括委員会の決定に基づき

外部機関に業務委託することができる。

(業務委託の取消)

第24条 認証審査委員会が評価機関の評価能力に疑義が生じた場合は、評価機関の改善等を認証統括委員会に要請することができる。

- 2 認証統括委員会は、認証審査委員会から提起された評価機関の改善等又はその他の情報により評価機関としての適性に疑義が生じた場合は、事実に関する調査及び検討を実施し、必要と判断された場合には、外部機関への業務委託を取り消すよう協会に提案することができる。

## 第6章 審査

(認証申請)

第25条 申請組織は、次の書類等を所定の手続きに基づいて作成し、協会に提出しなければならない。なお、認証の手続きと提出書類は全て日本語とする。

- 一 所定の様式による申請書類
  - 二 製品マニュアル
  - 三 記入済み「機能チェックリスト」
  - 四 その他協会が必要と認める書類等
- 2 申請組織は、当該申請に係わる事業拠点を日本に有するものとする。
  - 3 申請組織は、申請にあたり、協会が別に定める申請料等を協会に支払わなければならない。
  - 4 申請書類の詳細は、「電子帳簿保存法対応ソフト法的要件認証制度に関する運営細則（以下「運営細則」という。）」に規定する。

(審査対象)

第26条 認証対象製品の一部として又は関連付けられて利用者に納品又は提供される、申請組織が提出した製品マニュアルを審査の対象とする。

(審査基準)

第27条 審査基準は、第6条に規定の制度毎に設けられる「機能チェックリスト」にて規定される機能要件とし、「推奨機能」を除く全ての要件を満たした電帳法対応製品を適合とみなす。

- 2 「審査」及び「機能チェックリスト」の詳細は、「運営細則」に規定する。

(審査区分)

第28条 審査は、新規審査、更新審査及び再審査に区分され、各審査の位置づけを別表第2.に示す。

別表第2. 審査区分

審査区分	位置づけ
新規審査	申請組織の一つの製品認証において、初めて行う審査 注記) 過去に認証を取得した製品であっても、有効期限切れにより失効した後に行う審査は、新規審査となる
更新審査	既に認証を取得している電帳法対応製品において、認証の有効期限が到来する時に、認証の有効性を維持しようとして、前回と異なるバージョンの電帳法対応製品で行う審査、又は既に認証を取得している電帳法対応製品において、既に受けた認証の審査基準よりも新しい審査基準で行う審査
再審査	認証不適合の場合で、申請組織が認証審査結果に不服がある場合、1回限りにおいて行う審査

第7章 認証

(認証)

第29条 協会は、審査対象が審査基準に適合した製品を認証するものとする。

- 2 各認証制度において、電子帳簿保存法又は関係法令の改正により審査基準が変更される場合は、認証に適合基準を表す「基準年度」を付して識別するものとする。

(登録及び公表)

第30条 認証を取得した製品の情報は、協会のデータベースに登録され、かつ国税庁及び協会ウェブサイトで公表される。

- 2 審査終了後の事務局手続きについては、「運営細則」に規定する。

(有効期間)

第31条 取得した認証は3年間有効である。

第8章 認証の失効、維持、取消し及び誤り等への対応

(認証の失効)

第32条 電帳法対応製品の認証は、次の各号のうち少なくとも一つが発生した場合は、失効する。

- 一 認証を取得した電帳法対応製品において、認証基準に係る機能仕様に変更された場合
  - 二 認証取得から3年を超えた場合
- 2 第1項の規定による取消しがあったときは、次の手続きを行う。
    - 一 当該製品の被認証組織へ、失効日、失効の理由、認証ロゴの使用許諾取消し、及び認証ロゴの使用を停止する旨を通知する。
    - 二 協会のウェブサイトにて当該製品の認証失効を通知する。

三 国税庁へ当該製品の認証取消しを報告する。

(認証の維持)

第33条 認証の有効期限が到来する電帳法対応製品において、認証の有効性を維持しようとする場合は、被認証組織は次のいずれかを選択しなければならない。

- 一 取得している認証と同一の審査基準及び同一バージョンの電帳法対応製品で維持する場合は、延長申請を行わなければならない。
- 二 認証を取得しているバージョンの電帳法対応製品よりも新しいバージョンの電帳法対応製品で認証を維持しようとする場合は、更新審査を受けなければならない。

2 第1項第一号に規定の延長申請を行う場合は、所定の申請書に必要事項を記入し、協会に提出しなければならない。

(認証の取消)

第34条 協会は、被認証組織が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取消することができる。

- 一 第25条第1項に規定する書類等の内容に虚偽があることが明らかになったとき
- 二 認証基準を満たせない事項が生じたとき
- 三 市場で販売された電帳法対応製品が、認証制度で定める認証基準に適合しないことが次の各号のいずれかによって判明した時
  - イ 協会が実施する審査において、上記が判明した場合
  - ロ その他の情報により、機能に疑問が生じ、協会が再審査を行い、上記が判明した場合

2 協会が認証を取り消す場合は、必要に応じて認証審査委員会の具申を受け、認証統括委員会の決議に基づき行うものとする。ただし、認証取消しが協会の名誉をき損する恐れのある場合は、事前に理事会の承認を得なければならない。

3 第1項の規定による取消しがあったときは、次の手続きを行う。

- 一 当該製品の被認証組織へ、失効日、失効の理由、認証ロゴの使用許諾取消し、及び速やかに認証書を返却し認証ロゴの使用を停止する旨を通知する。
- 二 協会のウェブサイトにて当該製品の認証失効を通知し、認証製品リストから削除する。
- 三 国税庁へ当該製品の認証取消しを報告する。

(事実の変更)

第35条 被認証組織は、第25条第1項に規定する提出書類の記載事項について重要な変更が生じたときは、速やかに協会に報告しなければならない。

(法令に違反した認証製品への対応)

第36条 認証を受けた電帳法対応製品への機能の実装不備により法令違反が発見された場合は、改良された電帳法対応製品にて更新審査を受け、基準に適合すれば認証を維持する。

ただし、市場の製品は回収し差し替え、かつ当該事実を公表しなければならない。

(誤認証への対応)

第37条 認証の過程において何らかの要因により、誤って認証を付与した場合、又は認証を付与しなかった場合は、認証統括委員会で対応を協議し、必要に応じて国税庁と対応を協議のうえ対応策を検討し、認証統括委員会担当理事が理事会に対応策を提案し承認を得て実施する。

(申請費用)

第38条 一ソフトウェア当たりの審査及び登録費用は次の各号に示すとおりとする。

一 電子帳簿ソフトパターン1の場合

(税別)

審査手数料	一般	会員
主製品新規審査手数料	500,000円	400,000円
主製品更新審査手数料	300,000円	240,000円
派生製品登録料	100,000円	100,000円
延長申請手数料	50,000円	50,000円

注記) 延長申請手数料は、主製品及び派生製品共に1本あたりの金額

二 電子帳簿ソフトパターン2、電子書類ソフト全パターン、スキャナ保存ソフト又は電子取引ソフトの場合

(税別)

審査手数料	一般	会員
主製品新規審査手数料	400,000円	320,000円
主製品更新審査手数料	250,000円	200,000円
派生製品登録料	100,000円	100,000円
延長申請手数料	50,000円	50,000円

注記) 延長申請手数料は、主製品及び派生製品共に1本あたりの金額

## 第9章 雑則

(認証制度の改定)

第39条 協会は、認証統括委員会及び理事会の決議に基づき、認証基準及び制度等の改定を行うことができる。

(認証制度の設置)

第40条 協会が新たな認証制度を設置する場合は、認証統括委員会事務局が国税庁の承認を得たうえで認証統括委員会担当理事が理事会に提案し、承認を得て実施する。

2 新たな認証制度を設置した場合は、対応する事務局、評価機関、審査組織及び「機能チェ

ックリスト」策定及び改訂組織を設置しなければならない。ただし、各組織の機能を既存の組織に割り当てることを妨げない。

(認証制度の廃止)

第41条 協会が既設の認証制度がその役割を終了したと判断される場合は、認証統括委員会事務局が国税庁の承認を得たうえで認証統括委員会担当理事が理事会に認証制度の廃止を提案し、承認を得て実施する。

(免責)

第42条 認証制度は、認証基準に基づき電帳法対応製品が電子帳簿保存法及び関係法令に定める機能を有することを製品のマニュアル等で審査し認証するものであって、それ以外の事項を保証するものではない。

(附則)

- 1 この規程は、令和3年3月17日より制定施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、以下の規程を廃止する。
  - 一 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度に関する基本規程
  - 二 電子帳簿ソフト法的要件認証制度に関する基本規程
- 3 改定履歴
  - 一 令和3年8月18日改定
    - イ この規程は、令和3年8月18日より施行する
    - ロ 第12条第3項、第4項及び第5項削除
  - 二 令和4年3月16日改定
    - イ この規程は、令和4年4月1日より施行する
    - ロ この改定に伴い、電子帳簿保存法対応ソフト法的要件認証基準に関する細則、電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度に関する運営細則、電子帳簿ソフト法的要件認証制度に関する運営細則、電子取引ソフト法的要件認証制度に関する運営細則及び電子書類ソフト法的要件認証制度に関する運営細則を廃止する
    - ハ この改定に伴い、電子帳簿保存法対応ソフト法的要件認証制度に関する運営細則を制定する
    - ニ この規程、電子帳簿保存法対応ソフト法的要件認証基準に関する細則、電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度に関する運営細則、電子帳簿ソフト法的要件認証制度に関する運営細則、電子取引ソフト法的要件認証制度に関する運営細則及び電子書類ソフト法的要件認証制度に関する運営細則を、この規程及び電子帳簿保存法対応ソフト法的要件認証制度に関する運営細則に集約する全部改定
  - 三 令和5年3月15日改定
    - イ この規程は、令和5年3月15日より施行する
    - ロ 第12条第1項に、なお書きを追加する